

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 1 4 号

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和 2 年大田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 2 条第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に、同項第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。